

# 日本初AI発明特許査定の実相と展望

2025年8月14日に報じられた「日本初のAI発明特許査定」は、実際には**現行法の枠組み内で処理された革新的な事例**であり、日本のAI時代における知的財産制度の転換点を示している。New York General Group社のAI「Categorical AI」が生み出した技術に対し特許査定が下されたものの、発明者欄には人間（村上由宇氏）が記載されており、「[\(New York General Gro\)](#) [\(PR TIMES\)](#) **AI支援による人間の発明**」という法的構成を採用している。[\(PR TIMES\)](#) この事案は、AI技術の急速な進歩と既存制度の限界を浮き彫りにし、将来の法制度改革への重要な示唆を提供している。

## 特許査定の基本構造と法的意義

特願2025-046150として出願された「高次元微分演算子を計算するための確率的テンソル縮約ネットワーク」は、圏論に基づく独自AI技術「Categorical AI」が自律的に発明したとされる。

[\(PR TIMES +2\)](#) しかし、日本の特許法では**発明者は自然人に限定される** [\(IAM +2\)](#) ため、AI開発者である村上由宇氏が発明者として記載されている。[\(PR TIMES +2\)](#)

この法的構成の巧妙さは、2024年5月の東京地裁判決と2025年1月の知財高裁判決で確立された「**AI単独では発明者になれない**」という判例 [\(Nagashima Ohno & Tsunemat...\)](#) に適合しつつ、実質的にAI創出技術の特許化を実現した点にある。[\(Nagashima Ohno & Tsunemat...\)](#) 村上氏は①Categorical AI自体の発明者として、②入力条件・学習データ・パラメータの創意工夫者として、**実質的貢献**を行ったと位置づけられている。[\(PR TIMES\)](#) [\(prtimes\)](#)

## 革新的AI技術の詳細分析

Categorical AIは従来のGPT-5やClaude Opus 4.1とは根本的に異なるアプローチを採用している。**統計学的推論に依存する従来AI**に対し、数学の圏論を基盤とした**概念駆動型の創造システム**を構築している。[\(PR TIMES\)](#) [\(NYGG\)](#) 圏論の対象、射、関手、自然変換といった抽象的概念を駆使し、\*\*[\(Wikipedia\)](#) 既存知識から真に新規な発明を生み出す「知識生成連鎖」\*\*を実現している。

[\(PR TIMES +3\)](#)

発明された技術は、複雑な多次元演算を効率的に処理する計算フレームワークで、**確率的手法をテンソル縮約に導入**した点が革新的だ。[\(NYGG +2\)](#) 従来の決定論的手法と比較して計算効率の大幅改善が期待され、物理学、計算科学、機械学習の幅広い分野での応用が見込まれている。

[\(prtimes +3\)](#) 量子計算とクラシカル計算の融合による高次元演算の実用化も視野に入れている。

## 国際的な法制度の動向と日本の位置づけ

AI発明者適格性をめぐる国際的な議論では、**主要国すべてがAI単独の発明者性を否定**している。米国USPTO、欧州特許庁、英国最高裁はいずれも、有名なDABUS事件においてAI「DABUS」を発明者とすることを拒絶した。[\(Tmi\)](#) [\(Jones Day\)](#) 韓国、中国も同様の立場を取っており、**発明者は自然人に限定される**という国際的コンセンサスが形成されている。[\(noandt\)](#)

[\(Nagashima Ohno & Tsunematsu\)](#)

日本の2025年判断の特徴は、**手続法・実体法の二重的観点**から体系的に検討し、特許を受ける権利の成立要件から論証した点にある。[\(noandt\)](#) [\(Nagashima Ohno & Tsunematsu\)](#) 他国と比較して**より理論的で整合性のある法的枠組み**を提示し、政策判断を立法府に委ねる慎重なアプローチを採用している。[\(Nagashima Ohno & Tsunematsu\)](#)

## 多角的な専門家見解と社会的インパクト

法律専門家は、現行制度の限界を認識しつつ、AI支援発明における実用的解決策の重要性を指摘している。日本弁理士会は「**生成AIと特許権は相性が良い**」として、AI活用による発明創作の効率化を積極的に評価している。特許権は著作権と異なり権利内容が明確で、侵害判断も単純なため、AI技術との親和性が高いとされる。[\(ascii\)](#)

技術専門家は、圏論的アプローチによる創造性実現の可能性を評価する一方、現状のAI技術では真の新規発明は困難との見方も示している。企業の特許戦略においては、**AI関連特許出願の急増**（2022年で約10,300件）と、技術分野の多様化が確認されている。[Japan Patent Office +3](#)

倫理・哲学専門家からは、「創造性」概念の根本的再考が必要との指摘がある。従来の「人間固有の創造性」という前提が揺らぐ中で、**AI時代の新しい倫理的枠組み**の構築が求められている。人間とAIの関係を「主人/奴隷」ではなく「親友」として捉える新たな視点も提示されている。

## 産業界への変革的影響と今後の展望

この事案は産業界に多面的な影響をもたらしている。**AI投資のROI実証**が求められる2025年において、特許取得による技術力証明と競合他社への抑止力確保は重要な戦略的価値を持つ。[EY](#) スタートアップにとっては資金調達成功率向上の武器となり、既存企業には市場独占戦略の新たな手段を提供している。[AI 研究所](#)

特許出願実務では、**AI利用の開示要件**や発明者認定基準の明確化が急務となっている。企業は従来の「人間中心の発明プロセス」から「**AI支援発明の体系的活用**」へのシフトを迫られている。これに伴い、学習データ選択者、プロンプト入力者、発明効果確認者の発明者該当性についても詳細な検討が必要となる。[Yuasa-hara](#)

政府レベルでは、知的財産戦略本部が「**AI時代の知的財産権検討会**」を設置し、2024年5月に中間とりまとめを公表している。現時点では「自然人を発明者とする従来の考え方を維持」するとしているが、「**AIが自律的に発明の特徴的部分を完成させることが可能となった場合**」の制度的対応についても継続検討を表明している。[noandt +2](#)

## 将来的な制度改革への示唆

今回の事案は、**過渡期における現実的解決策**として評価される一方、根本的な制度改革の必要性も浮き彫りにしている。短期的には、特許庁によるAI担当官の大幅増員（13名→39名）やAIアドバイザー制度の構築など、体制強化が進んでいる。[Japan Patent Office +2](#)

中長期的には、**知的財産基本法の見直し**や**AI発明者性に関する立法的解決**の検討が本格化する見通しだ。[Nikkei](#) 完全AI自律発明への対応、発明概念の根本的再定義、人間とAIの協働による新しい創造性概念の確立など、**抜本的なパラダイムシフト**が求められている。

国際的には、WIPOが2024年に発表した政策ツールキットに基づき、AI発明の分類体系や政策選択肢の検討が進んでいる。日本は**国際調和を重視しつつ、独自の制度設計**を進める必要があり、アジア太平洋地域でのAI知財ルール形成での主導権確保も重要な課題となっている。

## 結論

2025年8月の「日本初AI発明特許査定」は、表層的には既存制度内での処理であったが、**AI時代の知的財産制度のあり方**について重要な問題提起を行った歴史的事例である。現行法の解釈論的限界内で実用的解決策を示しつつ、将来的な抜本改革の必要性を明確化した点で、極めて重要な意義を持つ。

技術の急速な進歩と法制度の調和、産業競争力の確保と国際協調のバランス、そして**人間とAIの新しい共創関係**の模索が、今後の課題となる。この事案を契機として、日本は**AI発明制度の新たな発展段階**に入ったと位置づけられ、各専門分野の知見を総合した未来志向の制度設計が求められている。